

お知らせ

技能実習制度関係者の皆様方へ

本年5月1日の改元日に伴い、元号が「平成（へいせい）」から「令和（れいわ）」に改められることとなりますが、当機構における文書の取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご承知おき願いますとともに、関係手続きの際はご留意願います。

- 1 改元日以降、当機構が作成する文書において、元号を用いて年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）で表示しますが、申請、届出又は処分の通知等において「平成」の表示が残る場合であっても、有効なものとして取り扱います。
（この場合、「平成」を訂正をさせていただくなどの対応を行うことがあります。）
- 2 関係者の方からの申請等において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていた場合であっても、有効なものとして受け付けます。

平成31年4月26日

外国人技能実習機構